公共工事発注者支援機関（土木）評価資料作成要領

１．発注関係事務を適正に行うことができる知識経験の有無

（１）全ての発注関係事務（評価対象事務）の業務実績があること。

◆下記様式１記入例を参考に作成すること（別添「様式１」）。

ただし、評価対象期間は、平成 23 年度以降から令和７年度までに完了した、過去 15 年間の業務実績とする。

様式１記入例

発注者	完了年度	業務名	業務内容	
			業務区分	評価対象事務の内容
○○整備局	H23	○○業務	積算	○○工事の積算補助業務（工事費の算出等）
○○県	H25	○○業務	監督・検査	○○工事の監督・検査業務（工事の中間検査等）
○○市	H25	○○業務	工事成績評定	○○工事の工事成績評定業務（工事成績評点案作成等）
○○町	H26	○○業務	技術提案の審査	○○工事の技術提案の審査（工事の技術提案の評価項目案の作成等）

※業務内容を確認できるもの（業務成果の一部）及び業務検査結果等で適正な履行を証明・確認できる資料を添付すること。

（２）中部地方整備局における建設コンサルタント業務に係る令和７・８年度の一般競争（指名競争）参加資格または、愛知県の令和８・９年度の建設コンサルタント業務に係る入札参加資格を有している者、もしくはそれと同等の者（以下、「建設コンサルタント会社等」という）。

◆評価対象機関が掲載されている、上記資格名簿を添付すること。

（３）組織に所属する発注関係事務経験者が５名以上在籍していること。

◆下記様式２記入例を参考に作成すること（別添「様式２」）。

様式２記入例

No	氏　　名	経験した発注関係事務	備　　考
1	○○　○○	ア）及びウ）	左記を証明する書類を添付すること。（在職証明書等）
2	○○　○○	ア）及びウ）	すべての経験を記入
3	○○　○○	ア）及びウ）	
4	○○　○○	イ）及びエ）	
5	○○　○○	イ）及びエ）	

※経験年数は、経験期間の累計とするが、その場合、すべての経験を様式２に記入すること。
またこれを証明する書類を添付すること。（在職証明書等）

（４）発注関係事務に必要な資格保有者が１名以上在籍していること。

◆下記様式３記入例を参考に作成すること（別添「様式３」）。

様式３記入例

No	氏　　名	保有資格	備　　考
1	○○　○○	技術士（建設部門） 発注者支援技術者(土木)Ｉ種	左記を証明する書類を添付すること。（合格証明書等）

※保有資格を証明する書類を添付すること。（合格証明書等）

２．法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制

（１）法令の遵守を確保できる体制

◆予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に該当する者でないこと。

・市場化テスト法第１０条の各号に該当する者でないこと。

を証明できる書類の提出。

◆上記書類のない場合は、別添「様式４」を提出すること。

（２）秘密の保持を確保できる体制

◆法令の遵守及び高度な守秘義務の確保を含む厳格な社内規定の提出。

３．その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

（１）支援機関の認定を受けた期間（評価の翌日から３年後の年度末まで）については、原則、中部ブロックの地方公共団体等が発注する「関連工事・業務」の競争入札への参加を行わない者であること。

◆別添「様式４」を提出すること。

（２）支援機関としての評価を申請する組織の代表権を有する役員は、他の組織※と資本及び人的関係にないこと。

※他の組織とは、申請者以外の評価要件[Ｉ]の２）を満たす、建設業者、建設コンサルタント会社及びその他の法人等をいう。

◆別添「様式４」を提出すること。

（３）中部ブロック内に本店が所在すること。

◆本店の所在地を示す資料を提出すること。

（４）「積算業務」と「技術審査・評価業務」の分離体制が確保できること。

◆「積算業務」と「技術審査・評価業務」の分離体制の確保の手法について、別添「様式５」に従って提出すること。

申請書

公共工事発注者支援機関（土木）認定に係る申請書

令和　　年　　月　　日

品質確保に関する推進協議会　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和８年１０月２３日付けで公募のありました「公共工事発注者支援機関認定に係る公募」について、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

１．申請の種類　　□ 新規
□ 再認定

連絡先　担当部署
氏　　名
Ｔ Ｅ Ｌ
E-mail

注）チェック欄「□」の申請内容に☑を入れること
押印不要。

様式１

１．発注関係事務を適正に行うことができる知識経験の有無

（１）全ての発注関係事務（評価対象事務）の業務実績があること。

発注者	完了年度	業務名	業務内容		申請内容（再認定の場合のみ）
			業務区分	評価対象事務の内容	
例 ○○○市	H29	平成00年度 ○○○○○業務	監督･検査	○○○○○○○○○○○	□ 新規 ☑ 再申請
					□ 新規 □ 再申請
					□ 新規 □ 再申請
					□ 新規 □ 再申請
					□ 新規 □ 再申請
					□ 新規 □ 再申請
					□ 新規 □ 再申請
					□ 新規 □ 再申請
					□ 新規 □ 再申請
					□ 新規 □ 再申請
					□ 新規 □ 再申請

※業務内容を確認できるもの（業務成果の一部）及び業務検査結果等で適正な履行を証明・確認できる資料を添付すること。

注１　評価対象事務のみ記入すること（令和３年度までの市場化テスト法の対象業務及び令和４年度以降の同様業務は記入しない）

注２　全ての業務区分を記入する（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査）

注３　業務内容を確認できる資料を添付すること（再申請の場合、添付資料は不要）

注４　２回目以降の申請は「再申請」に☑をいれること

様式２

１．発注関係事務を適正に行うことができる知識経験の有無

（３）組織に所属する発注関係事務経験者が５名以上在籍していること。

No	氏　　名	経験した発注関係事務	申請内容 （再認定の場合のみ）	備　考
1			□ 新規 □ 再申請	
2			□ 新規 □ 再申請	
3			□ 新規 □ 再申請	
4			□ 新規 □ 再申請	
5			□ 新規 □ 再申請	

※　経験年数は、経験期間の累計とするが、その場合、すべての経験を様式２に記入すること。

またこれを証明する書類を添付すること。（在職証明書等）

（再申請の場合、添付資料は不要）

注１　２回目以降の申請は「再申請」に☑をいれること

様式３

１．発注関係事務を適正に行うことができる知識経験の有無

（４）発注関係事務に必要な資格保有者が１名以上在籍していること。

No	氏　　名	保有資格	申請内容 （再認定の場合のみ）	備　考
1			□ 新規 □ 再申請	
2			□ 新規 □ 再申請	
3			□ 新規 □ 再申請	
4			□ 新規 □ 再申請	
5			□ 新規 □ 再申請	

※保有資格を証明する書類を添付すること。（再申請の場合、添付資料は不要）

注１　２回目以降の申請は「再申請」に☑をいれること

様式４

令和　　年　　月　　日

品質確保に関する推進協議会　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
（又は○○支店長　○○　○○）
（設計共同体の場合は、以下のように記入すること。）
共同体事務所の所在地
○○○○業務△△・○○設計共同体
△△㈱　役職名　氏名
○○㈱　役職名　氏名

誓　　約　　書

発注者支援機関の申請にあたり、発注者支援機関評価資料作成要領を熟読した上で下記のとおり誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。

また、暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する法第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに規定する内容）について品質確保に関する推進協議会（以下、「協議会」という。）構成員がそれぞれ別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。

なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、認定機関の評価対象としないことについて異存ありません。また、協議会構成員が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、認定機関の評価対象としないことに異存ありません。

2　発注者支援機関評価資料提出時において、中部ブロック（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）内の地方公共団体等が発注する「関連工事・業務」の競争に参加している場合、原則、認定機関の評価対象としないことについて異存ありません。評価後において、その発注業務・工事の競争

入札に参加したことを確認した場合、認定を取り消すことについて異存ありません。

3　支援機関としての評価を申請する組織の代表権を有する役員が、他の組織※と資本及び人的関係にある場合、原則、認定機関の評価対象としないことについて異存ありません。評価後において、資本及び人的関係にあることを確認した場合、認定を取り消すことについて異存ありません。

※他の組織とは、申請者以外の評価要件[Ⅰ]の２）を満たす、建設業者、建設コンサルタント会社及びその他の法人等をいう

（注１）設計共同体の場合は、設計共同体名及び各構成員の連名で作成すること。

（注２）「関連工事･業務」の競争に参加している場合とは、評価対象事務が関連している業務・工事を受注していること。当該業務・工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）を含む。

（注３）押印不要。

（参考）暴力団関係者：暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

様式５

（４）業務実施体制の分離

○　執務環境に関すること
○業務実施体制に関すること
○　　…　に関すること（適宜追加）

個人情報の取扱いについて

１．品質確保に関する推進協議会は、申請者のプライバシーを尊重します。

２．品質確保に関する推進協議会は、申請の際に必要な事項として氏名、生年月日、住所等の機関及び個人情報を収集します。これらの情報は、品質確保に関する推進協議会「公共工事発注者支援機関評価制度」の円滑な遂行のために使用するもので、これ以外の目的では利用しません。

３．申請書の内容を外部に意図的に公開したり、提供したりすることはありません。

４．外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、品質確保に関する推進協議会はその要請を拒否し、申請者のプライバシー保護を遵守します。

５．申請者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。

【参考資料１】

申請に必要な書類一覧表

	必要書類		備考
申請様式	申請書		
	様式1	全ての発注関係事務（評価対象事務）の業務実績	
	様式2	組織に所属する発注関係事務経験者が5名以上在籍	
	様式3	発注関係事務に必要な資格保有者が1名以上在籍	
	様式4	誓約書	
	様式5	業務実施体制の分離	
添付資料	添付資料①	業務実績が確認できる資料 ・契約書、仕様書、業務計画書　等 ・業務区分、評価対象事務の内容が確認できる資料 （令和3年度までの市場化テスト法の事務、及び、令和4年度以降の同様事務は評価対象外）	様式1関係
	添付資料②	競争参加資格を有することを証明する資料	
	添付資料③	発注関係事務の経験を証明する資料 ・経験した発注関係事務及び経験年数	様式2関係
	添付資料④	保有資格を証明する資料 ・合格証明書の写し　等	様式3関係
	添付資料⑤	業務実施体制が分離されていることが確認できる資料 ・業務実施場所が分離されている ・セキュリティ対策がとられている　　等	様式5関係

【参考資料２】

発注関係機関の認定に必要な評価対象事務

	積算	技術提案等の審査	監督・検査	工事成績評定
評価対象事務	例） ●予定価格の作成に必要な資料作成 （工事費の算出、単価等の決定 等） ●工事発注方針の決定に必要な資料作成	例） ●技術評価資料作成 ●入札契約法方法案作成 ●公告から落札決定までの審査とりまとめ ●技術提案のテーマの設定	例） ●工事の検査の実施 ●工事発注後に必要な協議・調整の（主体的な）実施 ●工事間の調整 ●施工体制の把握・確認 ●災害防止・施工上必要な臨機の措置	例） ●工事成績評定案の作成
評価対象外の事務	○積算に関する現地調査 ○工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成 ○積算資料作成 ○積算システムへの積算データ入力（データリスト作成）	○工事発注資料（公告文(案)）、入札説明書(案)等の作成 ○競争参加資格確認申請書等の分析整理	○請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 ○請負工事の施工状況の照合等 ○地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 ○工事検査等への臨場	
	令和３年度までの市場化テスト法の発注関係事務、及び、令和４年度以降の同様事務			

【参考資料３】

資本及び人的関係とは以下に該当する場合を示す

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

①子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

ニ 会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3）会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4）組合の理事

5）その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※参考文書:「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成 27 年３月６日付け国地契第 91 号〔最終改正平成 30 年４月 26 日付け国地契第１号〕、（平成 27 年３月 17 日付け国港総第 493 号〔最終改正 平成 30 年６月 25 日付け国港総第 100 号〕））